

大阪府条例第四百号

大阪府立体育会館条例の一部を改正する条例

大阪府立体育会館条例（昭和六十一年大阪府条例第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第十二条関係） 一（略）				別表（第十二条関係） 一（略）			
目的 B 他の興集 場利用 する場 合及び その物 に利用 する場 合	A 興集 場利用 する場 合及び その物 に利用 する場 合	ア アスチ ムボ ーテ ィン グに 利用 する 場 合	一五、九〇〇	ア アスチ ムボ ーテ ィン グに 利用 する 場 合	一五、四〇〇	柔道場	四四、三〇〇
		イ アスチ ムボ ーテ ィン グに 利用 する 場 合	一八、二〇〇	イ アスチ ムボ ーテ ィン グに 利用 する 場 合	一七、六〇〇	剣道場	四四、三〇〇
		区分	位単	区分	位単	通常金額（略）	
		場技競第二 合すに 興集 場利用 する場 合及び その物 に利用 する場 合	五、五〇〇	場技競第二 合すに 興集 場利用 する場 合及び その物 に利用 する場 合	五、三〇〇		
		場技競第一 合すに 興集 場利用 する場 合及び その物 に利用 する場 合	三、四〇〇	場技競第一 合すに 興集 場利用 する場 合及び その物 に利用 する場 合	三、二〇〇		
		区分	位単	区分	位単	通常金額（略）	
		場技競第二 合すに 興集 場利用 する場 合及び その物 に利用 する場 合	五、九〇〇	場技競第二 合すに 興集 場利用 する場 合及び その物 に利用 する場 合	五、七〇〇		
		場技競第一 合すに 興集 場利用 する場 合及び その物 に利用 する場 合	九、〇〇〇	場技競第一 合すに 興集 場利用 する場 合及び その物 に利用 する場 合	八、〇〇〇		

会議室等	ル・ポ	
	D	C
第一会議室	アマスポチユ するに場合用	アマスポチユ するに場合用
第二会議室	興集及 に他行そ るに場合用	興集及 に他行そ るに場合用
第三会議室	興集及 に他行そ るに場合用	興集及 に他行そ るに場合用
第四会議室	興集及 に他行そ るに場合用	興集及 に他行そ るに場合用
特別室	興集及 に他行そ るに場合用	興集及 に他行そ るに場合用
切符売場	興集及 に他行そ るに場合用	興集及 に他行そ るに場合用
	一五、九〇〇	一五、九〇〇

備考 (略)  
二 (略)

器具操体	区分		単位	金額
	男子全種目	女子全種目		
新体操用床マット			一式	三、七〇〇円
トランポリン			一式	二、四〇〇
バスケットボール用具(ボールを除く)			一式	三、〇〇〇
バレーボール用具(ボールを除く)			一式	一、八〇〇
ハンドボール用具(ボールを除く)			一式	三、〇〇〇
テニス用具(ラケット及びボールを除く)			一式	一、八〇〇
卓球用具(ラケット及びボールを除く)			一式	六〇〇
バドミントン用具(ラケット及びシャトルコックを除く)			一式	六〇〇
ウエイトリフティング用具			一式	三、四〇〇
レスリング用具			一式	六〇〇
ボクシングリング			一式	二、四〇〇
第二競技場バスケットリング			一式	六〇〇
柔道畳			一式	三〇〇

会議室等	ル・ポ	
	D	C
第一会議室	アマスポチユ するに場合用	アマスポチユ するに場合用
第二会議室	興集及 に他行そ るに場合用	興集及 に他行そ るに場合用
第三会議室	興集及 に他行そ るに場合用	興集及 に他行そ るに場合用
第四会議室	興集及 に他行そ るに場合用	興集及 に他行そ るに場合用
特別室	興集及 に他行そ るに場合用	興集及 に他行そ るに場合用
切符売場	興集及 に他行そ るに場合用	興集及 に他行そ るに場合用
	一五、四〇〇	一五、四〇〇

備考 (略)  
二 (略)

器具操体	区分		単位	金額
	男子全種目	女子全種目		
新体操用床マット			一式	三、五九〇円
トランポリン			一式	二、四〇〇
バスケットボール用具(ボールを除く)			一式	三、〇〇〇
バレーボール用具(ボールを除く)			一式	一、七〇〇
ハンドボール用具(ボールを除く)			一式	三、〇〇〇
テニス用具(ラケット及びボールを除く)			一式	一、七〇〇
卓球用具(ラケット及びボールを除く)			一式	六〇〇
バドミントン用具(ラケット及びシャトルコックを除く)			一式	六〇〇
ウエイトリフティング用具			一式	三、〇〇〇
レスリング用具			一式	五九〇
ボクシングリング			一式	二、四〇〇
第二競技場バスケットリング			一式	六〇〇
柔道畳			一式	三〇〇

防球ネット	一日台	110
備設台舞	仮設ステージ	61,800
	演台・花台	12,500
	バトン	1,300
備設送放	第一競技場	11,400
	第二競技場	7,200
テレビジョン又はラジオの中継設備（第一競技場放送設備を含む。）		11,400
備設明照	第一競技場	4,900
	第二競技場	12,500
中央スゴット		1,300
電光表示盤	一日台	6,100
大型映像装置		11,400
ビデオプロシエクター	一日式	12,700
携帯用放送設備		12,500
一六ミリ映写機	一日台	7,200
房暖冷	第一競技場	37,000
	第二競技場	12,400
特別フロアシート	一日枚	8,400
フロアシート	一日枚	6,100
長机	一日脚	1,400
補助椅子	一日脚	1,100
持込電器器具用電源	間一ツロキ 時トワキ	110
浴室	一日室	7,100
温水シャワー	間一 時室	1,800
土地	日ル一方一 一トメ平	1,600
床		4,100
壁		4,100
三（略）		
区分	単位	金額
駐車場	間一 時	5,200円

防球ネット	一日台	110
備設台舞	仮設ステージ	60,000
	演台・花台	12,400
	バトン	1,200
備設送放	第一競技場	11,000
	第二競技場	7,000
テレビジョン又はラジオの中継設備（第一競技場放送設備を含む。）		11,900
備設明照	第一競技場	4,700
	第二競技場	12,400
中央スゴット		1,200
電光表示盤	一日台	5,900
大型映像装置		11,900
ビデオプロシエクター	一日式	12,000
携帯用放送設備		12,400
一六ミリ映写機	一日台	7,000
房暖冷	第一競技場	35,900
	第二競技場	12,000
特別フロアシート	一日枚	8,100
フロアシート	一日枚	6,000
長机	一日脚	1,300
補助いす	一日脚	1,100
持込電器器具用電源	間一ツロキ 時トワキ	110
浴室	一日室	7,100
温水シャワー	間一 時室	1,700
土地	日ル一方一 一トメ平	1,500
床		3,900
壁		3,900
三（略）		
区分	単位	金額
駐車場	間一 時	5,000円

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。